

## 給付奨学金の適格認定(家計)により 支援対象外となる者等への周知について

適格認定(家計)により、支援対象外となった者 または 支援額が下がった者 への支援策として、以下の周知が可能です。

### 【支援策として周知が可能なもの】

#### ○ 家計に急変が生じている者 への周知

- ・ 給付の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。
- ・ 貸与の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、緊急採用(第一種奨学金)の申請が可能です。
- ・ 貸与の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、応急採用(第二種奨学金)の申請が可能です。

#### ○ 第一種奨学生 への周知

- ・ 給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は 併給調整による制限を受けません(貸与月額が概ね増額されます)。
- ・ 選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。

#### ○ 第二種奨学生 への周知

- ・ 貸与月額を増額が可能です。(すでに最高月額を選択している者を除く)

(注 1)「第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額」や「家計急変による奨学金」等については、日本学生支援機構のホームページ等をご参照ください。

(注 2) 給付奨学金との併給調整を受けることにより第一種奨学金に要返金額が発生し、かつ返金手続きが9月中に完了しない場合は、10月以降の第一種奨学金は、併給調整による制限がなくなったとしても、振込保留となります。なお、併給調整により、振込済の第一種奨学金の返金が必要となっている者のうち、経済事情等によりやむを得ず早期返金が困難な状況にある場合の手続き(救済策)を検討しています。詳細は、確定後に改めて通知します。